

# 新型コロナウイルス感染症防止のための取組について ～安心してご利用いただくために～

令和5年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立妙高青少年自然の家

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた施設内の使用方法・サービスの変更については、こちらをご参照いただき、ご理解とご協力をお願いします。なお、今後、感染症の拡大・鎮静化による状況の変化に応じて、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。変更等があった場合は、ホームページでも随時ご案内していく予定です。

## <重要事項>

- (1) 緊急事態宣言発令地域からの受入れは見合わせていただきます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への感染が判明した方は、退所していただくようお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方は、利用団体と協議の上、退所していただく場合があります。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われる方が所属する団体には、退所していただく場合があります。

## 1 配室について

配室については原則として定員どおりの宿泊室の割り振りを行っていますが、新型コロナウイルス感染症の現状を鑑み、以下の対応をしています。

- (1) 1棟1団体（少人数の団体、家族利用は除く。）とし、1つの宿泊棟に複数団体を割り当てない措置を取ります。
- (2) 利用期日の1ヵ月前に利用団体数が確定します。団体数が確定した段階で宿泊棟に余裕がある場合は、収容率を下げる措置を取り、配室を再調整します。

## 2 朝のつどい・夕べのつどい

密集を避ける観点から実施を見合わせていましたが、令和5年5月に再開する予定としています。

## 3 その他

- (1) ご利用される方の体調の把握をお願いします。また、宿泊される団体には体温計の持参をお願いします。就寝前・起床後に検温・健康観察を実施し、事務室へ連絡をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連した利用のキャンセルについては、電話にてお問合せください。
- (3) 当施設の利用者が、施設滞在中または退所から5日以内に新型コロナウイルスの陽性者となったことが

判明した場合は、当施設ホームページ「新型コロナウイルス感染症 関連情報」への掲載により情報提供を行います。

**【担当】** 国立妙高青少年自然の家  
事業推進係

TEL: 0255-82-4321

FAX: 0255-82-4325